

第 4 節 火災予防計画

第 1 項 消防力・消防施設等の整備強化対策

第 2 項 火災危険区域等の防火対策

第 3 項 防火管理体制の強化対策

第 4 項 予防指導・査察計画

《 基本方針 》

本市には、大規模な住宅団地が数多く位置する一方、旧市街地では家屋が密集し、消防活動に支障をきたすような地区も残っている。また、生活の変化から建築物の高層化や構造・用途の多様化に対応した特殊消防車両が必要不可欠な状況である。これらの社会に対応した消防活動と効率的な火災防止が行なえるよう、以下の方針のもとに火災予防施策を推進する。

- (1) 消防力、消防設備の整備強化
- (2) 火災危険地区等における防火対策の強化
- (3) 林野火災の防止
- (4) 防火管理体制の強化
- (5) 予防、査察制度の活用

第 1 項 消防力・消防施設等の整備強化対策

《 現況/課題 》 【資料編 *1*2*3*4*5参照】

本市の消防体制は、消防組織法に基づき、常備消防機関として消防本部及び消防署と非常備消防機関として消防団の 2 機関を設置している。

消防機構、消防施設・設備及び消防水利の現況を資料編に示す。

本市の消防力や消防施設等については、以下のような問題点を抱えている。

(1) 出火の履歴

本市において過去 10 年の出火状況を整理してみると、過去 10 年間（H14～H23）で 307 件、内建物火災 150 件で全体の 48.8%を占めている。平均件数は 30.7 件と推移している。

*1 ● 資料2.4.1 「筑紫野太宰府消防組合消防機構図」

*2 ● 資料2.4.2 「筑紫野太宰府消防組合消防機構図（消防隊編成表）」

*3 ● 資料2.4.3 「消防団の消防ポンプの配置状況」

*4 ● 資料2.4.4 「現有消防自動車」

*5 ● 資料2.4.5 「消防用資機材等現有状況」

(2) 消防力及び水利施設の状況

1) 消防機構

ア. 都市化の進展に伴う市街地の拡大や道路網の関係上、消火・救助作業に支障をきたしている箇所が見られる。

イ. 消防団員の減少と消防団員の高齢化が進みつつある。

2) 消防水利施設

ア. 防火水槽については、毎年1基を新規築造しているものの、充足率が国の所要基準に比べて低い。特に、家屋の密集した旧市街地での整備率が低くなっている。

イ. 消火栓については、給水区域が市街地に限られるため、市内に配置の偏りが見られる。

3) 消防機械

ア. 中高層建築物火災や特殊火災等の特殊な消防需要に対応できるはしご付き消防自動車、化学消防自動車、救助工作車が不足している。

イ. 小型ポンプ等の格納用地が地元負担のため、用地確保は困難な状況にある。

《 計画目標 》

1. 消防力の整備、強化対策

(1) 消防団の強化

1) 消防団の各分団相互間による消防活動の協力体制強化を図る。

2) 招集伝達網を通じての招集、参集実施訓練等、消防団員に対する訓練を強化する。

3) 消防団活性化対策の推進

消防団を魅力あるものとし、団員の確保を図るためソフト面、ハード面からの活性化総合計画を推進する。

ア. 消防団拠点施設、安全装備（防火衣等）の整備拡充

イ. 報酬、出動手当の適正な引き上げ

ウ. 退職報償金や公務災害補償の充実についての要望

エ. 消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用

オ. 教養研修、レクリエーション活動の整備充実

4) 消防団と自主防災組織と連携した訓練の推進

消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、防災体制の中核として、また中心的な実働部隊として大きな役割を持つ組織である。特に、地域の自主防災組織の牽引的存在である消防団員や消防団OBは、その立場を生かした消防訓練を指導する。

(2) 消防設備の整備

1) 年次計画により消防機械の整備、更新を行っていくとともに、機械の新鋭、効率化を図る。

2) 多様化する火災形態に対応するため地域の実情に応じて、はしご付消防自動車及び消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車の整備を推進する。

3) 林野火災に対処できる機械、設備の整備を推進する。

4) 初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の耐震化、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を進める。

5) 消防施設等の保全

市は、消防活動、その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立に期する。

6) 地域の核づくり

コミュニティ（小学校区）単位で地域の防災を強化する核づくりのため、コミュニティ防災センターの充実を図る。

(3) 消防水利施設の整備

- 1) 消防水利は人工水利（消火栓、防火水槽、プール）と自然水利（河川、池）とに分けられるが、市街化の進行につれ自然水利の利用が困難になりつつあるので、人工水利を消防水利の主体として整備を進める。
- 2) 現有水利の保全に努めるとともに、未整備区域を中心に、消防水利を年次計画により整備していく。
 - ア. 消火栓については、水道管理設時に随時設置する。
 - イ. 防火水槽については、用地確保の問題があるため、公共用地（公園・空地等）を中心とした設置を考慮して整備を進めていく。
 - ウ. 防火水槽や耐震性貯水槽の充実
今後、火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、ビルの保有水の活用や確保をより一層推進していく。
 - エ. 消防水利の不足、道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。
 - オ. 避難道路周辺等の防護

避難計画の実施にあたり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及び防火水槽等を整備する。

(4) 火災予防活動の強化

- 1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）を基本とした予防行政の充実、強化を図る。
- 2) 火災予防の広報を活発に行うとともに、消防訓練、避難訓練を通して、住民の防火意識の高揚を図る。
- 3) 民間防火組織の育成を図り、住民の防災行政への参加を求め、本市の防災活動を強化する。特に、地震発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。
- 4) 消防機関の予防査察、講習会等を通じ、防火管理、消防設備の維持、防火、避難誘導訓練の徹底を図る。
- 5) 文化財施設における防火体制を強化するため、今後も自衛消防組織の編成を推進するとともに、文化財保護思想の向上のため住民への啓発等を行う。
- 6) 市は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防に関し協定を結び相互に応援するように務める。
- 7) 車両火災予防の推進
消防機関は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定するものとする。
- 8) 火災予防運動の推進
以下の事項について火災予防運動を推進する。
 - ア. 春秋火災予防運動の普及啓蒙
 - イ. 報道機関による防災思想の普及
 - ウ. 講習会、講演会等による一般啓蒙
 - エ. 婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の育成

第2項 火災危険区域等の防火対策

《 現/課題 》

火災危険区域については、一般災害対策編 第1章 第4節「火災危険区域」として記述している通りである。火災危険区域は、いわゆる市街地で木造家屋が密集しているとともに、消防車の進入が困難な狭い道が多いこと等、総合的評価で選定されていくとともに、建築物が密集する用途地域（準住居、近隣商業、商業）では火災の危険を防ぐため、準防火地域として指定されている。

《 計画目標 》

1. 危険地域火災予防対策

(1) 防火対策

- 1) 火災危険区域を中心に、各地区に適合した消防水利の整備を図る。
- 2) 火災危険区域における延焼を防止するため、都市計画道路の整備や市街地の再開発について検討する。また、建築物の不燃化を検討する。
- 3) 延焼拡大のおそれのある地域を指定し、あらかじめ出動部隊数、消防本部よりの順路、水利、爆発物件、引火物件、その他危険物件の所在、避難誘導等の人命救助の方法等を策定しておく。
- 4) 建物や道路の現況を把握し、総合的、系統的な火災危険区域や延焼危険区域を想定し、それに対応した防災対策を検討する。
- 5) 消防車の進入が困難な地区においては、特に、初期消火が重要となるので、自衛消防隊等の自主防災組織の整備を促進し、防火意識の普及高揚を図るとともに消火訓練等を実施する。
- 6) 防火訓練や講習会等により、住民に対する火災予防思想の一層の普及を図る。
- 7) 文化財防火設備を充実するとともに、自衛消防組織の編成を今後も推進する。
- 8) 二日市地区を中心とした市街地再開発等の面的整備を行う際に、防火・防災緑地の確保等、災害対策の万全化に努める。

(2) 住民への啓発

- 1) 講習会や防災訓練により住民の防火意識の高揚を図り、自主防災組織等を育成指導し、自主的な地域防災体制の確立を図る。
- 2) 毎年、火災多発期である11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）、春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）を通じて、火災予防思想の普及向上に努める。
- 3) 初期消火の徹底
地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに家庭及び職場での徹底を図るため消火機器の設置を指導する。
- 4) 住宅における火災の発生を未然また、早期に感知・報告するために、住宅用防災機器の設置を早期に推進する。住宅用防災機器の市内普及率は約80%で、うち1戸建58%である。（平成24年5月現在）

2. 特殊火災予防対策

(1) 特殊建築物の範囲

学校、体育館、病院、集会場、展示場、市場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵庫、大規模小売店舗、その他これらに類する用途に供する建築物である。

(2) 計画目標

- 1) 特殊建築物の安全性を確保し、災害を防止するため、定期的な検査の実施、保守状況の報告を促進する。
- 2) 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業所その他多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の選任を促進し、あわせて予防査察を実施し、火災予防の徹底を図る。また、防災性能を有するカーテン、暗幕、じゅうたん等の使用の履行を図り、火災が発生した場合の火災拡大の危険性を排除する。

3. 車両火災予防対策

一般的予防対策として、人命救助の方法、避難誘導、付近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

第3項 防火管理体制の強化対策

《 現況/課題 》

消防本部は、火災に対処できるように消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、消防体制の強化を図り防災活動の万全を期することを主眼として、防火管理及び消防同意についての指導を行っている。

《 計画目標 》

1. 防火管理体制の強化対策

防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び消防設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の処置をとる。

- (1) 防火対象物には必ず防火管理者を選任し、また現任防火管理者に対し防火管理者上級講習を開催する等により、その資質の向上を図るようにする。
- (2) 防火対象物に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の整備点検及び火気の使用について十分な指導を行う。
- (3) 防火管理者の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の修得研修の機会を与える。
- (4) 消防用設備等工事着手の届出及び防火対象物使用開始の届出の際に指導を行う。

2. 消防同意制度の効果的な運用

建築物の規模、構造、用途に応じ、それぞれ適応した消防用設備等をはじめ、防火に関する規定に違反していない条件として建築主事が行う建築確認の同意を行い、完成後の検査と維持管理の指導を実施して都市防災を推進する。

3. 火災予防条例の運用

消防本部は、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を制定し、火災の発生を未然に防止する。また、不特定多数の者が出入する施設は、火を使用する設備の維持管理や避難施設等の適切な管理を確保するため、予防査察や各種広報手段により啓発や指導を行う。

第4項 予防指導・査察計画

《 現況/課題 》

消防本部は、消防法等に基づき教育施設、病院、事業所等多数の者が出入り、勤務または居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を実施し、また、通報・避難・消火等の訓練の実施及び消防計画作成の指導を行っている。

《 計画目標 》

1. 予防指導、査察計画

(1) 立ち入り検査

市及び消防本部は、消防法等に基づき、学校、病院、事業所等多数の者が出入り、勤務、または居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立ち入り検査を実施し、また、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を行う。

(2) 定期予防査察

公共建物、工場、その他公衆の出入りする場所は、年1回以上必要に応じて予防査察を行う。

(3) 危険物予防査察

危険物施設の立ち入り検査を適宜実施し、強力な行政指導を行う。

(4) 特別予防査察

火災予防上必要な場合、適宜特別予防査察を行う。

(5) 防火診断

一般家庭を対象に、必要に応じて火の元検査を主とした防火診断を行う。

(6) 火災警報発令中には、火気使用施設、設備及び物品を重点に実施する。

2. 消防業務計画の見直し

市長は、火災の予防に関する事項、火災以外の防ぎよ、被害の軽減に関する事項及び救急業務に関する事項等について、必要に応じ計画の検討を推進する。